

蒲郡市在宅医療・介護連携サポートセンター設置要綱

(設置)

第1条 東三河広域連合地域支援事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第4条の規定により市が全部委託を受けて実施する在宅医療・介護連携推進事業（以下「事業」という。）について、その実施のための拠点として、高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしく安心して暮らすことができるよう、24時間365日切れ目のない医療及び介護を関係機関が連携して一体的に提供する体制の構築を目指した業務を円滑に執行することを目的に、蒲郡市在宅医療・介護連携サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を蒲郡市旭町17番1号（蒲郡市役所内）に置く。

(事業の実施)

第2条 サポートセンターにおける事業の実施にあたっては、前条の目的を達成するため、蒲郡市医師会と連携・協力して取り組むものとする。

(実施事業)

第3条 サポートセンターにおいて実施する事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域の医療・介護の資源の把握
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出及び対応策の検討
- (3) 切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制の構築推進
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (6) 医療・介護関係者の研修
- (7) 地域住民への普及啓発
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携
- (9) その他地域包括ケア及び在宅医療・介護連携推進に必要な事項

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。